

## 【アメリカ】フロリダ州における料理宅配プラットフォーム規制法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

\*2024年4月2日、フロリダ州で消費者やレストラン等を保護する目的で料理宅配プラットフォームを規制し、かつ、この規制を州の専占事項とする州法が制定・施行された。

### 1 経緯

2024年4月2日、フロリダ州で消費者やレストラン等の料理提供施設（後掲）を保護する目的で料理宅配プラットフォーム<sup>1</sup>（food delivery platforms. 以下「プラットフォーム」）を規制する州法<sup>2</sup>が制定・施行された。全米で、コロナ禍で経営が悪化したレストラン等の27%がプラットフォームによる料理宅配を開始したとされるが<sup>3</sup>、従来、同州はこれを規制してこなかった。同法は、この規制を導入し、これを州の専占事項とすること<sup>4</sup>等を内容とする同州法典第509.103条の規定を新設するものである。この概要を紹介する。

### 2 概要

(1) プラットフォームによる料理提供施設の同意のない配達等の禁止（同州法典第509.103条（以下略）第2項、第7項）

プラットフォームは、①料理提供施設<sup>5</sup>による書面又は電子形態による明確な同意なしに、注文品の当該施設からの配達又は引取りを手配してはならず、②料理提供施設との契約なしに、当該施設の設定する価格を故意に変更してはならない。

(2) プラットフォームから消費者への取引の費用内訳の開示（第3項）

プラットフォームは、消費者に対し次の情報を含むがそれに限定されない、各取引の費用内訳を、項目別にし、及び明確に開示する。①料理及び飲料の購入価格<sup>6</sup>、②プラットフォームにより消費者に課される手数料、配達料等、③チップ、④取引にかかる税額。

(3) プラットフォームから消費者への配達関連情報の伝達（第4項）

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年10月10日である。[]内は筆者の補記である。

<sup>1</sup> 複数の料理提供施設からの注文品の配達又は引取りを手配する、消費者のために第三者の仲介者として行動する事業者。同州法典第509.103条第1項。アメリカでは、DoorDash、Grubhub、Uber Eatsの3社が主要な料理宅配プラットフォームであり、オンライン料理宅配市場の規模は2023年に291億ドル、2032年までに9.8%成長して686億ドルになると予測されている。1ドルは146円（2024年10月分報告省令レート）。“United States Online Food Delivery Market Report by Platform Type (Mobile Applications, Websites), Business Model (Order Focused Food Delivery System, Logistics Based Food Delivery System, Full Service Food Delivery System), Payment Method (Online, Cash on Delivery), and Region 2024-2032.” IMARC website <<https://www.imarcgroup.com/united-states-online-food-delivery-market>>；このプラットフォームを規制する立法やプラットフォームに対する訴訟は全米で増加傾向にある。“Surge in food delivery-related legislation and lawsuits could lead to industry regulation,” Nation’s Restaurants News, Apr 22, 2024. <<https://www.nrn.com/delivery-takeout-solutions/surge-food-delivery-related-legislation-and-lawsuits-could-lead-industry>>

<sup>2</sup> Chapter 2024-48 of Florida Statutes, Committee Substitute for Senate Bill No. 676. <<http://laws.flrules.org/2024/48>>

<sup>3</sup> Florida Senate, Bill Analysis and Fiscal Impact Statement, February 7, 2024, p.3. <<https://www.flsenate.gov/Session/Bill/2024/676/Analyses/2024s00676.pre.aeg.PDF>>

<sup>4</sup> 地方自治体等が条例等で規制を行うことができないことを意味する。同州法典第509.103条第12項。

<sup>5</sup> 建物、車両等において、その敷地内等で消費される料理を調理し、提供する等の施設、別の場所に配達される前に調理する施設等をいう。ただし、公私の学校、大学等が生徒・教職員用、一時的なイベント等のために運営する施設等の一定の施設を除く。同州法典第509.103条第1項、第509.013条第5項。

<sup>6</sup> 消費者が注文する商品についてメニューに掲載される、2(2)②～④を除く価格をいう。同上

プラットフォームは、消費者に次の項目を明確に伝える。①注文品の配達予定日時、②注文品の配達先住所、③注文品の配達が完了したか、又は配達が完了できなかったかの確認、④消費者が注文品に関する懸念をプラットフォームに直接伝える仕組み。

#### (4) プラットフォームが料理提供施設に提供する消費者との連絡手段等（第5項）

2025年7月1日までに、プラットフォームは、料理提供施設に次の手段を提供する。①a) 注文品を準備する間、b) 注文品を配達する間及びc) 消費者への配達のために料理提供施設から注文品を引き取ってから2時間後までに消費者と連絡をとる手段、②消費者が行った評価又はレビューに回答する手段。

#### (5) 料理提供施設の請求を受けたプラットフォームによる削除等（第6項）

プラットフォームは、料理提供施設から当該施設の掲載の削除の請求を受けてから10日以内に、プラットフォーム上の当該掲載を削除する。ただし、第8項の規定を含め、プラットフォームと料理提供施設との間の既存の契約において別段の定めがある場合を除く。

#### (6) プラットフォームと料理提供施設との間の契約（第8項）

プラットフォームと料理提供施設との間の契約は、次の事項を満たさなければならない。①料理提供施設が支払い、又は負担することが期待される全ての料金、手数料及び使用料を明記すること、②アルコール飲料、マーケティング、メニュー及び価格、支払並びに禁止事項に関する方針を含むがそれに限定されないプラットフォームの方針を明記すること、③プラットフォームの配達員のための保険加入義務を記載し、当該保険料の支払に責任のある当事者を特定すること、④適用される売上税を徴収し、及び納付することに責任のある当事者を特定すること、⑤紛争となった取引に関する方針及び当該紛争の解決手続を明確に開示すること。

当該契約は、プラットフォーム又はその被用者、個人請負労働者若しくは代理人の作為又は不作為により生じた損害又は被害について、料理提供施設がプラットフォーム等に対して補償するよう義務付ける規定を含んではならない。

#### (7) 誤配等について料理提供施設が争い得る取引価額等の制限の禁止（第9項）

プラットフォームは、注文、商品又は配達の誤りについて、誤りの責任を判断し、及び争いとなった取引を仲裁するに当たり、料理提供施設が争うことができる取引の価額又は数量について合理的ではない制限を加えてはならない。

#### (8) 罰則（第10項、第11項）

同州の事業職業規制局ホテル・レストラン課<sup>7</sup>は、プラットフォームがこの条又はこれに基づく規則の規定に違反すると信ずる相当の理由がある場合には、違反の停止<sup>8</sup>通知書を発出することができ、かつ当該プラットフォームが違反を是正するための期間として7営業日を認める。停止通知を実施する目的で、同課は州の名前で訴訟を提起し、通知に従わない者に対する差止命令等の発令を【州裁判所に】求めることができる。このほか、同課は、停止通知を発出した後、プラットフォームに対し、この条又はこれに従う規則が規定する1件の違反ごとに1,000ドル以下の制裁金を科すこともできる。

<sup>7</sup> Division of Hotels and Restaurants, Department of Business and Professional Regulation. 同法により、同州のプラットフォームの規制を行うこととされた行政機関。

<sup>8</sup> cease and desist. 違法な行為の停止、原状回復等を命じて行政機関等が発するもの。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.131。